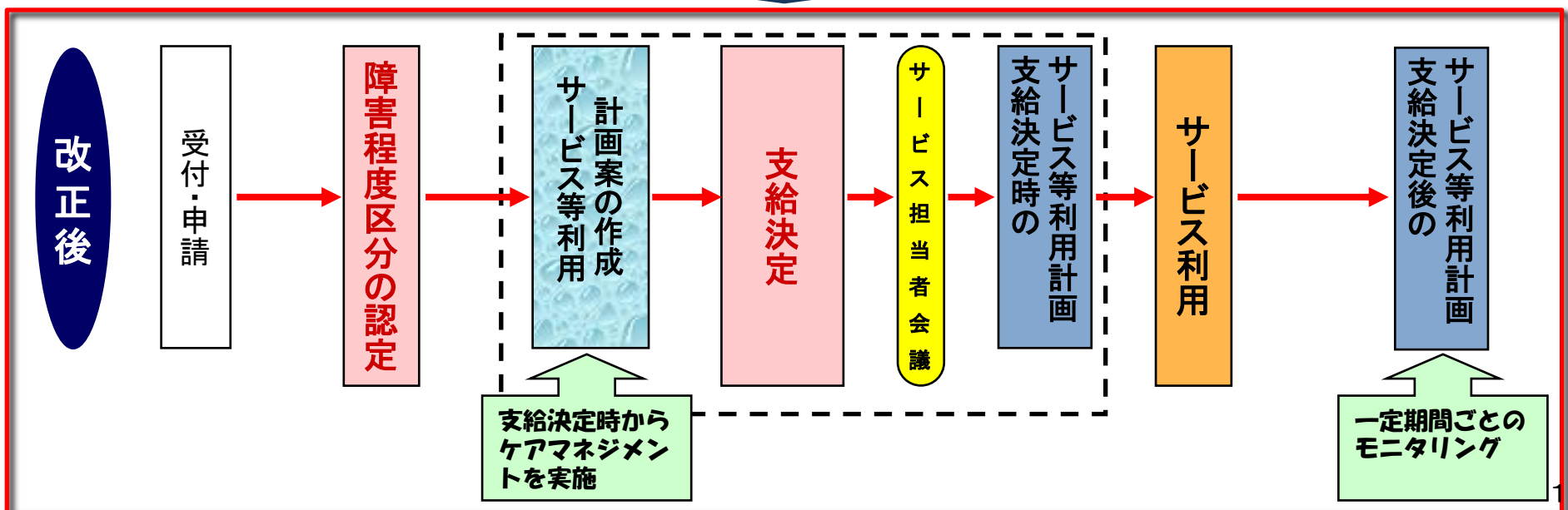
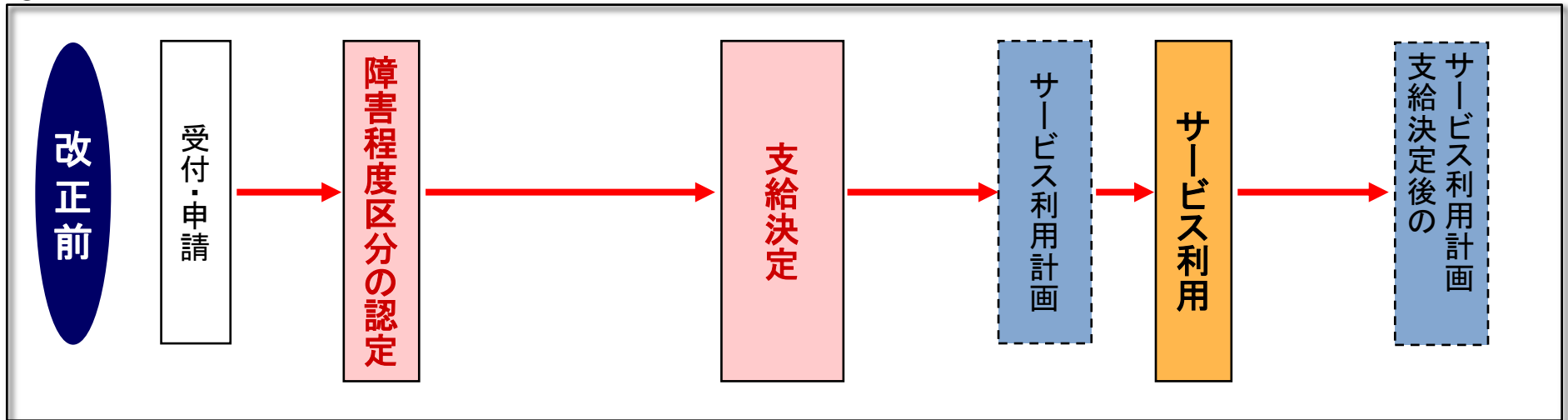


障害者自立支援法等の改正による 相談支援事業の再編について

I	計画相談支援及び障害児相談支援の概要	1
II	地域相談支援の概要	13
III	各種様式例	19

○ 改正の概要

○ 障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービス等利用計画作成対象者を大幅に拡大。対象拡大に当たっては相談支援の提供体制の整備が必要となるため、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度末までにすべての対象者について実施。



○計画相談支援の内容

1 サービス利用支援

- ア 障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容等を記載したサービス等利用計画案を作成する。
- イ 支給決定若しくは支給決定の変更の決定（又は地域相談支援給付決定）後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定に係るサービスの種類及び内容、担当者等の事項を記載したサービス等利用計画を作成する。

2 継続サービス利用支援

対象の障害者に係るサービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに、障害福祉サービス等の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づいて、次のいずれかを行う。

- ア サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等を行う。
- イ 新たな支給決定若しくは支給決定の変更の決定（又は地域相談支援給付決定）が必要と認められる場合において、当該障害者等に対し、当該申請の勧奨を行う。

○ 障害者のサービス等利用計画

サービス等利用計画は、相談支援専門員が、対象者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、**最も適切なサービスの組み合わせ等**について検討し、作成する。当該サービス等利用計画には、障害福祉サービスだけではなく、地域生活支援事業や保健医療サービス等についても位置付ける。

	日中活動	居住支援	居宅支援
障害福祉サービス・地域相談支援	療養介護 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	共同生活介護 共同生活援助 施設入所支援 短期入所	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護
	重度障害者等包括支援		
	地域相談支援（地域移行支援＋地域定着支援）		
支援事業	日中一時支援 地域活動支援センター	福祉ホーム	移動支援 訪問入浴サービス 生活サポート

※ アセスメントの結果、最も適切なサービスの組み合わせ等として、**地域生活支援事業（千葉市地域生活支援給付）のみの利用**が考えられる場合については、**サービス等利用計画案の提出は求めない**。

○ 障害児のサービス等利用計画

サービス等利用計画は、**障害児相談支援事業者と特定相談支援事業者の両方の指定**を受けた事業者の相談支援専門員が、対象者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、通所及び居宅サービスの**最も適切なサービスの組み合わせ等**について検討し、作成する。当該サービス等利用計画には、障害児通所支援や障害福祉サービスだけではなく、地域生活支援事業や保健医療サービス等についても位置付ける。

※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成対象外。

	日中活動	居住支援	居宅支援
障害児通所支援・ 障害福祉サービス	・ 児 童 発 達 支 援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援	・ 短 期 入 所	・ 居 宅 介 護 ・ 行 動 援 護 ・ 同 行 援 護
	・ 重度障害者等包括支援		
地域生活 支援事業	日中一時支援 地域活動支援 センター（15歳以上）		移動支援 訪問入浴サービス 生活サポート

※ アセスメントの結果、最も適切なサービスの組み合わせ等として、**地域生活支援事業（千葉市地域生活支援給付）のみの利用**が考えられる場合については、**サービス等利用計画案の提出は求めない**。

○ 対象者と拡大方法

基本的な考え方

○サービス等利用計画については、相談支援の提供体制を考慮し、平成24年度から段階的に対象を拡大し、平成26年3月末までに原則としてすべての障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害者等を対象とする取扱いとする。

障害福祉サービス・地域相談支援・障害児通所支援の支給決定又は支給決定の更新に当たって、サービス等利用計画(案)の提出を必須とする対象者は、以下のとおりとする。対象者の拡大に当たっては、相談支援の提供体制の整備が必要であるため、(1)以外は現時点における案とする。

対象者の拡大方法

(1)平成24年4月以降

- ① 新規に就労継続支援B型と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者
- ② 新規に生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者で、障害程度区分が4(50歳以上の者は3)より低い者

(2)平成24年10月以降

案

- ① 現行のサービス利用計画作成対象者
- ② 新規の入所希望者
- ③ 新たに障害福祉サービス又は地域相談支援の利用を希望する者
- ④ 新たに障害児通所支援又は訪問系の障害福祉サービスの利用を希望する障害児
- ⑤ 標準支給量を上回る障害福祉サービス又は地域相談支援の利用を希望する者
- ⑥ 標準支給量を上回る障害児通所支援又は訪問系の障害福祉サービスの利用を希望する障害児

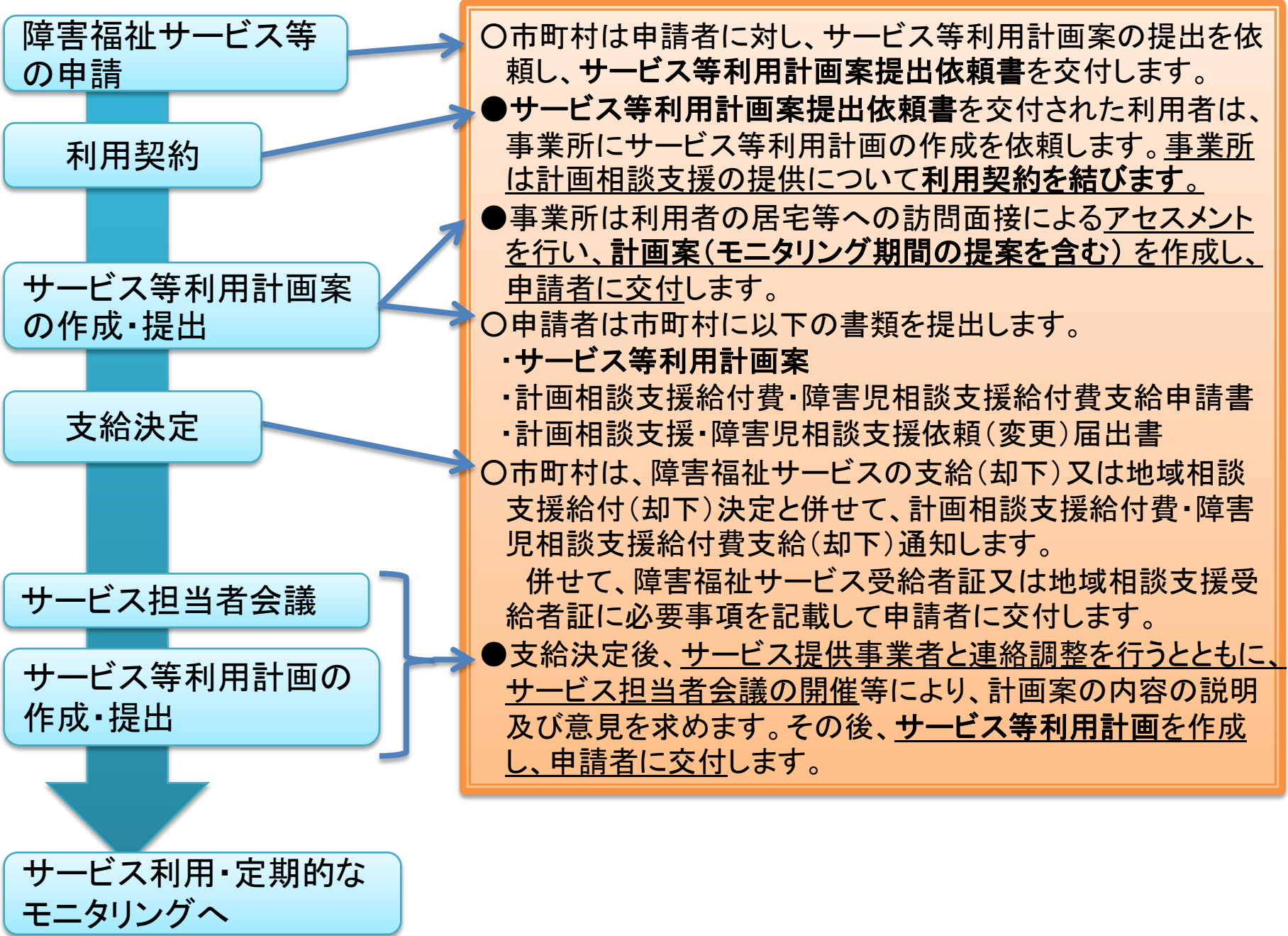
(3)平成25年4月以降

案

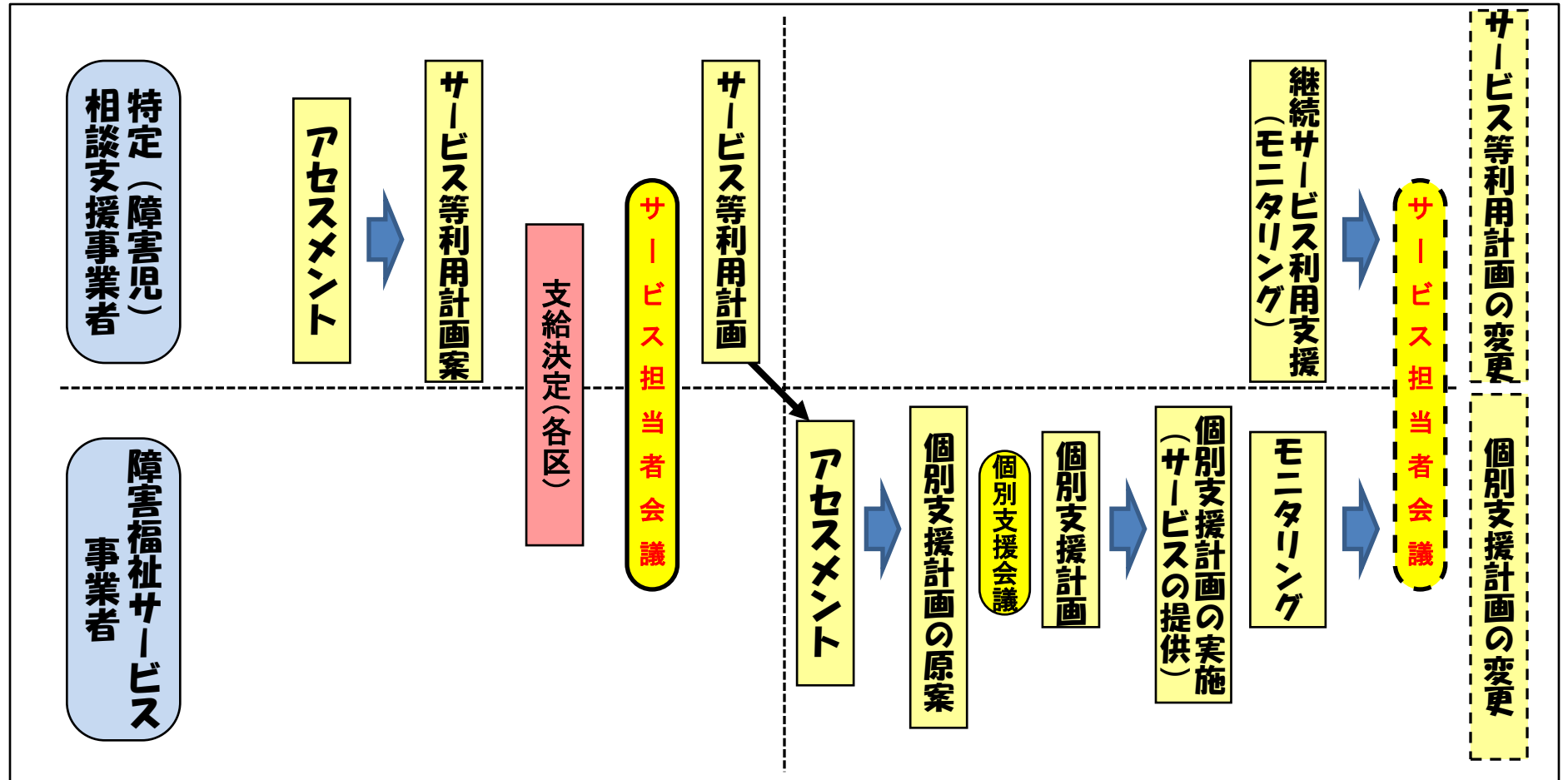
- ① 支給決定の更新が必要な障害福祉サービス又は地域相談支援の利用者
- ② 支給決定の更新が必要な障害児通所支援又は訪問系の障害福祉サービスを利用する障害児
- ③ 平成24年4月1日以降、引き続き障害児入所施設に入所する者のうち、障害者自立支援法上の施設入所支援等の支給決定を受けた18歳以上の者で、支給決定の更新時が必要な者

○ 相談支援の提供体制の整備状況に応じ、サービス等利用計画作成対象者の拡大方法を適宜見直す。

○ 事務処理の流れ



○ 計画作成担当事業者とサービス提供事業者との関係



相談支援専門員の役割

- 総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、サービス等利用計画を作成。当該計画に盛り込まれる内容は以下のとおり。
- | | |
|------------------|----------------|
| ① 生活に対する意向 | ⑤ サービスの種類・内容・量 |
| ② 総合的な援助の方針 | ⑥ サービス提供の留意事項 |
| ③ サービスの目的（長期・短期） | …等 |
| ④ その達成時期 | |

サービス管理責任者（サービス提供責任者）の役割

- サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援等について検討し、個別支援計画を作成。
- 個別支援計画作成に当たっては、サービス等利用計画を受けて、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。

○ サービス等利用計画と個別支援計画の違い

	サービス等利用計画	個別支援計画
作成者	特定相談支援事業者(又は障害児相談支援事業者)の相談支援専門員	○ 障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者(又はサービス提供責任者) ○ 児童通所支援事業所又は児童発達支援センターの児童発達支援管理責任者
作成時の視点	<u>総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等</u> について検討し、作成。	サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、 <u>当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等</u> について検討し、作成。
アセスメントをする内容	○ 障害者の心身の状況 ○ その置かれている環境 ○ 日常生活の状況 ○ 現に受けているサービス ○ サービス利用の意向 ○ 支援する上で解決すべき課題 ○ その他	○ 置かれている環境 ○ 日常生活の状況 ○ 利用者の希望する生活 ○ 課題 ○ その他
各計画に盛り込む内容	○ 生活に対する意向 ○ 総合的な援助の方針 ○ 解決すべき課題 ○ サービスの目的(長期・短期) ○ その達成時期 ○ サービスの種類・内容・量 ○ サービス提供の留意事項 複数サービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、利用者の環境調整等、総合的な支援計画を作る。	<u>サービス等利用計画を受けて、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。</u>
その他	障害福祉サービスに加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置づけるよう努める。	

○ モニタリング(見直し)の流れ

計画案作成・モニタリング期間の提案

4月 支給決定・計画作成

5月 サービス利用開始
モニタリング

6月 モニタリング

7月 モニタリング

8月 モニタリング期間変更

9月

10月 モニタリング

11月 モニタリング期間変更

12月

1月

2月

3月

4月 モニタリング

例
申請サービス: 生活介護新規申請の場合
モニタリング標準期間:
利用開始から3ヶ月間、毎月実施
のち6ヶ月ごとに1回

モニタリング期間 1月ごと

標準的なモニタリングの場合、サービスの利用開始日から3月間は、毎月モニタリングを行います

モニタリング期間 3月ごと

市町村がモニタリング期間変更通知書を対象者に通知します

モニタリング期間 6月ごと

市町村がモニタリング期間変更通知書を対象者に通知します

モニタリングの都度、報告書を市町村に提出してください

モニタリングを実施した結果、支給決定の更新等が必要な場合は、サービス等利用計画案の作成等を併せて実施します。
この場合、計画作成費のみ支給されます。

モニタリングの標準期間

- ① 新規又は変更決定によりサービス内容に著しく変更があった者※④を除く
→ 利用開始から3ヶ月間、毎月実施
- ② 在宅の障害福祉サービス利用者(障害児通所支援を含む)又は地域定着支援利用者 ※①を除く
ア 現行制度の対象者 → 毎月実施
イ ア以外の者 → 6ヶ月ごとに1回実施
- ③ 障害者支援施設入所者 ※①及び④を除く → 1年ごとに1回実施
- ④ 地域移行支援利用者 → 6ヶ月ごとに1回実施

○ モニタリングに係る相談支援専門員の兼務について

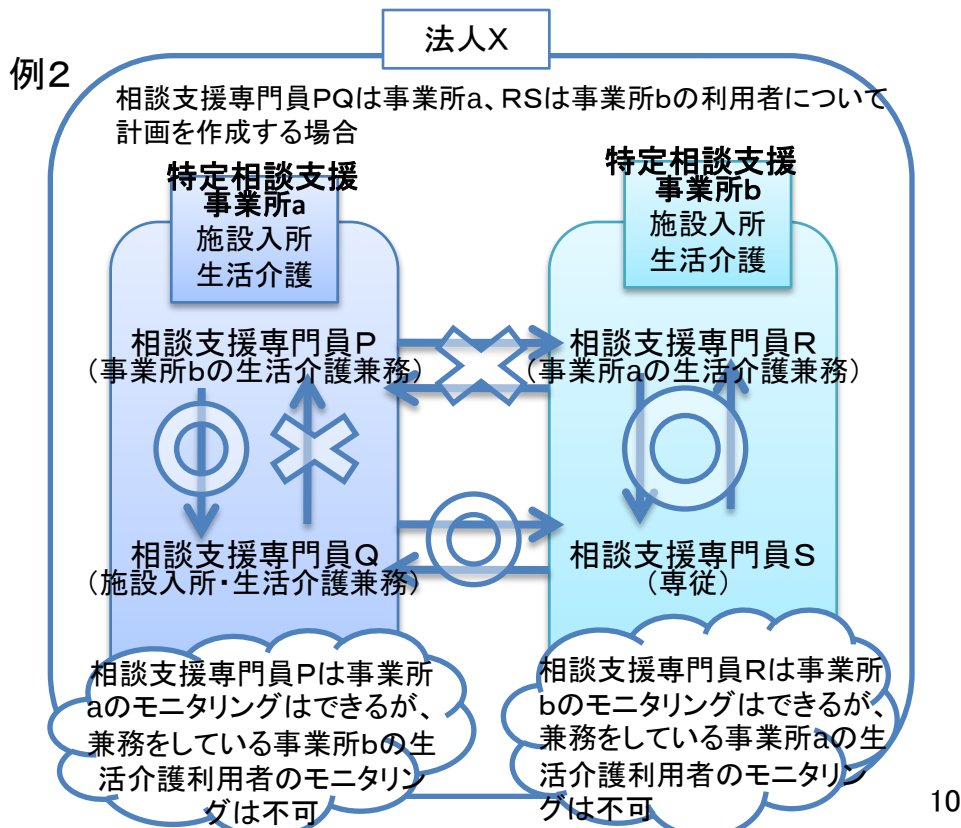
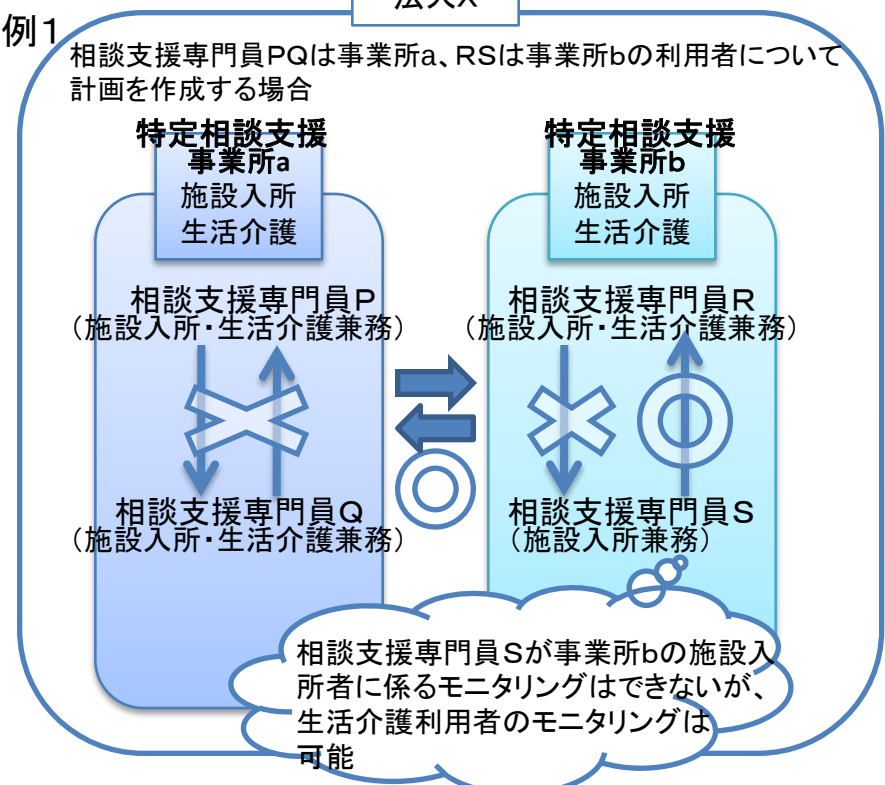
相談支援専門員は、原則専従としているが、相談支援の提供体制を確保する観点から、現行制度と同様に、業務に支障がない場合にはサービス提供事業所の職員等の兼務を認めることとしている。

しかし、サービス提供事業所の職員（入所・通所・在宅すべて）と兼務する相談支援専門員がサービス等利用計画を作成した結果、兼務するサービス提供事業所を利用することとなった場合、サービス提供事業所との中立性の確保や、サービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねない。

このため、以下のやむを得ない場合を除き、モニタリングは別の相談支援専門員が行うことを基本とする。

- ① 地域に他の相談支援事業者がない場合
- ② 新規支給決定又は変更後、概ね3ヶ月以内の場合（計画作成とその直後のモニタリングは一体的な業務であること、また、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当）の変更にあたっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予。）
- ③ その他市町村がやむを得ないと認める場合 等

モニタリング実施の可否



○ 相談支援専門員の資格を得るには？

相談支援専門員の要件

実務経験

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における相談支援・介護等の業務における実務経験(3～10年)



相談支援従事者(初任者)研修の修了



相談支援専門員として配置

◎ 実務経験と研修修了の要件を両方満たした場合のみ、相談支援専門員の資格を得たこととなる。

※ 過去の「障害者ケアマネジメント研修」の修了者については、「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」の指定された1日を受講した場合、「相談支援従事者初任者研修」を修了したものとみなされる。

相談支援専門員になるには実務経験の他、相談支援従事者初任者研修(講義3日間・演習2日間)の受講が必要です。

※サービス管理責任者の資格要件だけでは足りませんのでご注意ください。

また、相談支援従事者初任者研修を受講した場合、研修修了後6年以内に相談支援従事者現任研修を受講する必要があります。

6年経過後に相談支援従事者現任研修を受講しなかった場合、相談支援専門員の要件を満たさなくなるため、改めて相談支援従事者初任者研修を受ける必要があります。

【相談支援専門員に係る研修の問い合わせ先】

[千葉県健康福祉部障害福祉課](#)地域生活支援室

電話:043-223-2335 ファクス:043-222-4133

○ 相談支援専門員の実務経験

業務の範囲		相談支援専門員	
		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※1	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※2を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	業務② 介護等	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者	3年以上

※1 平成18年10月1日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従事者の場合は、平成18年9月30日までの間の期間が通算して3年以上

※2 国家資格とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、機能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)

1. サービス内容

地域相談支援給付は、地域移行や地域で安心して暮らすための相談支援であり、入所・入院中の障害者が退所・退院するための支援や地域で居宅において単身等で生活する者への常時の連絡体制の確保や緊急時の支援

(地域移行支援)

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与。

→ 「その他厚生労働省令で定める便宜」は、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を想定。

(地域定着支援)

常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与。

→ 「常時の連絡体制」については、携帯電話による体制によることも可。また、緊急の事態に対して速やかに駆けつけられる体制を確保することが前提。

→ 「その他の便宜」については、緊急訪問、緊急対応等を想定。

2. 対象者

(地域移行支援)

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。

・ 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者

※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。

・ 精神科病院に入院している精神障害者

※ 申請者が精神科病院に入院する精神障害者の場合については、長期に入院していることから地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象とすることとするが、直近の入院期間が1年未満である者であっても、例えば、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象。

(地域定着支援)

以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。

・ 居宅において単身で生活する障害者

・ 居宅において家族等と同居している障害者のうち、同居している家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、同居している家族等による緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者

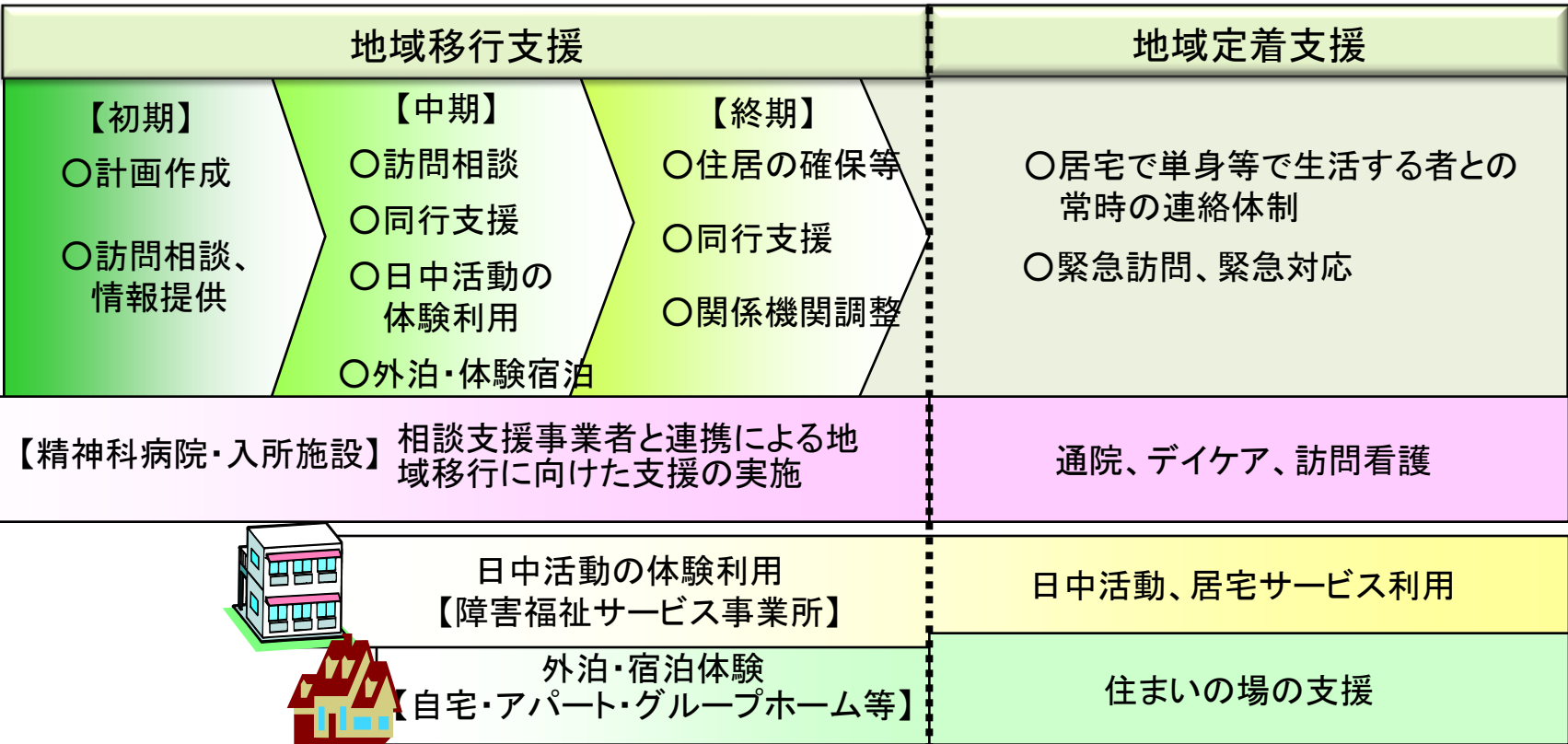
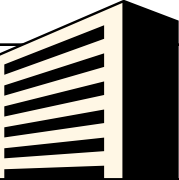
※ 障害者支援施設、精神科病院等から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。

→ グループホーム・ケアホーム、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。

地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所

・事業の対象者への周知
・意向の聴取等
・対象者選定
↓
相談支援事業者へつなげる



自立支援協議会によるネットワーク化

市町村 ・ 保健所 ・ 精神保健福祉センター ・ 福祉事務所 ・ 障害福祉サービス事業所 ・ 障害者就業・生活支援センター 等

※ 精神障害者の退院促進支援事業の手引き(平成19年3月日本精神保健福祉士協会)を参考に作成

「地域移行支援」の流れ（イメージ）

初期段階

- 地域移行支援計画の作成（利用者の具体的な意向の聴取や、精神科病院・入所施設等の関係者との個別支援会議の開催等を踏まえて作成）
- 対象者への地域生活移行に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等（信頼関係構築、退院に向けた具体的イメージ作り）



中期段階

- 対象者への訪問相談（不安や動機づけの維持のための相談）
- 同行支援（地域生活の社会資源や公的機関等の見学、障害福祉サービス事業所の体験等）
- 自宅への外泊、一人暮らしやグループホーム等の体験宿泊
- 関係機関との連携（精神科病院・入所施設等との個別支援会議開催や調整等）



終期段階

- 住居の確保等の支援（退院・退所後の住居の入居手続きの支援）
- 同行支援（退院・退所後に必要な物品の購入、行政手続き等）
- 関係機関との連携・調整（退院・退所後の生活に関わる関係機関との連絡調整）

細目	質問	回答
計画相談支援 障害児相談支援	計画を作成するにあたり、利用者から料金をとらなければならないのか。	計画作成には <u>利用者負担額は発生しない</u> 。
計画相談支援 障害児相談支援	障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児について、計画を作成した場合、報酬はどのように算定されるのか。	計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施することとなるが、報酬については、 <u>障害児相談支援のみの報酬</u> が算定される。
計画相談支援 障害児相談支援	モニタリングの結果、サービス等利用計画等の変更や新たな支給決定等に係る勧奨が必要ない場合であっても、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の報酬は算定できるか。	算定できる。
計画相談支援 障害児相談支援	相談支援専門員が担当する障害者等に直接サービス提供を行うか否かに関わらず、当該相談支援専門員が、担当する障害者等が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、当該相談支援専門員がモニタリング等を行うことは望ましくないのか。	サービス提供事業所との <u>中立性の確保</u> やサービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が担保できないため、 <u>望ましくない</u> 。
計画相談支援 障害児相談支援	サービス等利用計画及び障害児支援利用計画は、指定基準において、市町村への提出が義務づけられているが、モニタリング結果については市町村にモニタリング記録等の書類を提出する必要があるか。	モニタリングについては、以下に掲げる場合等、 <u>必要な時にモニタリング結果を報告することとする</u> 。 ・ 支給決定の更新や変更が必要となる場合 ・ 対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合 ・ モニタリング期間を設定し直す必要がある場合 等
計画相談支援 障害児相談支援	サービス等利用計画等について、短期入所等、単一サービスのみの利用であっても、サービス等利用計画等を作成し、モニタリングを実施する必要があるのか。	単一サービスの利用であっても、その他のサービスの利用の必要性も含め適切なサービスの検討が必要となることから、 <u>計画作成や一定期間ごとのモニタリングを実施</u> する必要がある。

細目	質問	回答
計画相談支援	介護保険のほうでもケアプランを作成した場合、報酬はどのようなのか。	介護保険制度のケアプランが作成されている利用者に障害福祉のサービス等利用計画の作成を求める場合であって <u>同一の者が作成を担当する場合</u> には、利用者のアセスメントやモニタリング等の業務が <u>一体的に行われるため</u> 、報酬上、所要の調整(減算)を行う。
地域移行支援	地域移行支援の体験宿泊の実施場所は。	体験宿泊は、指定障害福祉サービス事業者への委託による <u>グループホーム、ケアホームの空室での実施</u> や、指定一般相談支援事業者が <u>民間アパートなどを確保して実施</u> することを想定している。
地域定着支援	地域定着支援の「常時の連絡体制の確保」について、連携施設等を経由して指定一般相談支援事業所に連絡が届く体制でも可能か。	指定基準において、地域移行支援・地域定着支援のサービスの提供は、当該指定を受けた指定一般相談支援事業所において <u>地域移行支援又は地域定着支援の業務に従事する者によって、提供されなければならないこと</u> としている(体験利用、体験宿泊、一時的な滞在による支援を指定障害福祉サービスに委託する場合を除く。) よって、地域定着支援の常時の連絡体制は、 <u>当該事業所が直接利用者と連絡体制を確保し、緊急時の支援を速やかに行える体制を確保</u> することが必要である。
地域定着支援	地域定着支援については、グループホーム・ケアホーム及び宿泊型自立訓練は対象外となるが、福祉ホームの入居者は対象となりうるのか。	<u>福祉ホームの入居者</u> は、指定一般相談支援事業者による緊急時の支援体制が必要な場合には対象として差し支えない。
地域移行支援 地域定着支援	指定一般相談支援事業所は、地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用及び一人暮らしに向けた体験宿泊並びに地域定着支援の一時的な滞在による支援を行う場所を、事前に確保しないと指定ができないのか。	これらの支援については、必要時に委託等により対応できればよく、指定の時点において確保しておくことは <u>指定の必須要件ではない</u> 。 ただし、必要時に適切に対応ができるよう、 <u>事前に委託先等を確保しておくことが望ましい</u> 。

細目	質問	回答
地域移行支援 地域定着支援	地域移行支援及び地域定着支援の給付決定に当たり、サービス等利用計画の作成は必須か。	地域移行支援・地域定着支援を利用する者についてもサービス等利用計画の作成対象者となるが、障害福祉サービスと同様に、平成24年度から平成26年度までの3年間は、給付決定に当たってサービス等利用計画の作成は必須ではない。
地域移行支援 地域定着支援	障害福祉サービスの体験利用加算、体験宿泊、一時的な滞在による支援について、指定障害福祉サービス事業者に委託する場合の報酬は、障害福祉サービス事業者に算定されるのか、それとも、指定一般相談支援事業者に算定されるのか。	<u>指定一般相談支援事業者に算定される。</u> なお、指定一般相談支援事業者が、委託により体験利用等を実施する場合は受託した障害福祉サービス提供事業者に委託料を支払うこととなる。
地域移行支援 地域定着支援	障害福祉サービスの体験利用、体験宿泊及び一時的な滞在による支援の加算額と、指定障害福祉サービス事業者に委託する場合の委託料の額の関係は。	基本的には、障害福祉サービスの体験利用等を委託により実施する場合は当該額を委託先に支払うことを想定しているが、指定一般相談支援事業者と委託先の指定障害福祉サービス事業者との業務の役割分担等個別の状況が異なることから、 <u>個別の委託料は委託契約により定めることとなる。</u>
共通	相談支援事業者としての指定を受けるためには定款等の変更が必要だが、どのように記載すればよいか。	障害者自立支援法等の改正と併せて、社会福祉法(昭和26年法律第45号)も改正される。 改正後の社会福祉法においては、 (定義)第2条 1、2 (略) 3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。 一 (略) 二 <u>児童福祉法に規定する障害児相談支援事業</u> (以下略) 三、四 (略) 四の二 <u>障害者自立支援法に規定する</u> 障害福祉サービス事業、 <u>一般相談支援事業、特定相談支援事業</u> (以下略) となる。条文を参考のうえ、指定申請書等の提出前までに法人理事会等を開催し、定款等の変更を行っていただきたい。

別紙1

年 月 日

様

千葉市長

印

サービス等利用計画案提出依頼書

障害者自立支援法

の規定に基づき、支給（給付）要否決定を行うに当たって、サービス等利用計画案の提出を求めます。

提出に当たっては、下記の書類を併せて提出願います。

記

・計画相談支援給付費支給申請書

※ 既に計画相談支援給付費の支給を受けている場合であって、計画相談支援給付費の支給の期間内であるときは、提出不要。

・計画相談支援依頼（変更）届出書

※ 既に計画相談支援給付費の支給を受けている場合であって、計画相談支援を担当する事業者に変更がない場合は、提出不要。

提出先

住所

電話番号

提出期限

年 月 日

別紙2

計画相談支援給付費支給申請書

(あて先) 千葉市長

次のとおり申請します。

申請年月日

年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	居 住 地	〒 連絡先電話番号 FAX 番号 連絡先電子メールアドレス		
	フリガナ		生年月日	年 月 日
申請に係る 児童氏名		続柄		

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		申請者 との関係	
氏 名			
住 所	〒 連絡先電話番号 FAX 番号 連絡先電子メールアドレス		

19

別紙3

計画相談支援依頼（変更）届出書			
(あて先) 千葉市長			
次のとおり届け出ます。			
		申請年月日	年 月 日
		区分	新規・変更
申 請 者	フリガナ		
	氏 名	生年月日	年 月 日
	居 住 地	〒 連絡先電話番号 FAX 番号 連絡先電子メールアドレス @	
申 請 に 係 る 児 童 氏 名	フリガナ		
	生年月日	年 月 日	
	続柄		
計画相談支援を依頼した指定特定相談支援事業所名			
フリガナ			
事業所名			
住 所	〒 電話番号		
指定特定相談支援事業所を変更する理由（変更の場合に記載）			
変更年月日 年 月 日			

別紙4

[illegible]

別紙5

		年　月　日																																
様												千葉市長																						
モニタリング期間変更通知書																																		
継続サービス利用支援について、下記のとおり変更の決定をしましたので通知します。																																		
記																																		
障害福祉サービス 受給者証 番号																		障害児通所支援 通所受給者証番号																
変更に係る障害者 （保護者）												変更に係る 児童氏名																						
変更後の モニタリング期間																																		
障害福祉サービス 受給者証、地域相談 支援受給者証又は 通所受給者証の提 出期限及び提出先		提出先： 提出期限：　　　年　月　日																																

問い合わせ先

別紙6

(五)

計画相談支援給付費の支給内容	
支給期間	平成 年 月から平成 年 月まで
指定特定相談支援事業所名	
モニタリング期間	
予備欄	
特定障害者特別給付費の支給内容	
施設入所支援	
支給額	円／日
適用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
共同生活介護、共同生活援助又は重度障害者等包括支援	
支給額	円／月
適用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
予備欄	

別紙7

(一)

地域相談支援受給者証		
受給者証番号		
地域 相談 支援 給付 決定 障害 者	居住地	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
障害種別		1 2 3
交付年月日		平成 年 月 日
支給市町村名 及び印		

(二)

地域相談支援給付費の給付決定内容	
地域相談支援の種類	
地域相談支援給付量等	
地域相談支援給付決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
地域相談支援の種類	
地域相談支援給付量等	
地域相談支援給付決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
予備欄	

(三)

一般相談支援事業者記載欄			
提供する 地域相談支援 の種類	事業者及びその事 業所の名称	契約日 サービス提供終了日	事業者 確認印
		契約日 平成 年 月 日	
		サービス提供終了日 平成 年 月 日	
		契約日 平成 年 月 日	
		サービス提供終了日 平成 年 月 日	
予備欄			

(四)

計画相談支援給付費の支給内容	
支給期間	平成 年 月から平成 年 月まで
指定特定相談支援事業所名	
モニタリング期間	
予備欄	

(五)

注意事項欄
1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。 2 指定地域相談支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定一般相談支援事業者に提示してください。 3 給付決定期間を経過したときは地域相談支援給付費の給付を受けられませんので、給付決定期間を経過する前に、市町村にこの証を添えて、給付の再申請をしてください。 4 この証の一面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市町村にその旨を届け出てください。 5 給付決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。 また、給付決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した市町村(旧居住地の市町村)に届け出てください。 6 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに市町村に返してください。 7 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を市町村に返してください。 8 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。 9 給付決定の内容欄に記載されていない地域相談支援については、地域相談支援給付費の給付は受けられません。

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案(例)							
利用者氏名(児童氏名)		障害程度区分		相談支援事業者名			
障害福祉サービス受給者証番号				計画作成担当者			
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号					
計画作成日		モニタリング期間(開始年月)		利用者同意署名欄			
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)							
総合的な援助の方針							
長期目標							
短期目標							
優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための 本人の役割	評価 時期	その他留意事項
1							
2							
3							
4							
5							
6							

別紙9

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案【週間計画表】(例)

利用者氏名(児童氏名)		障害程度区分		相談支援事業者名	
障害福祉サービス受給者証番号				計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			

計画開始年月	
--------	--

	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								主な日常生活上の活動
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								
18:00								
20:00								週単位以外のサービス
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

サービス提供 によって実現 する生活の 全体像	
----------------------------------	--

申請者の現状(基本情報)(例)

作成日	相談支援事業者名	計画作成担当者
-----	----------	---------

1. 概要(支援経過・現状と課題等)

--	--	--	--

2. 利用者の状況

氏名	生年月日	年齢
住所	電話番号	
	FAX番号	
障害または疾患名	障害程度区分	性別
家族構成 ※年齢、職業、主たる介護者等を記入		
社会関係図 ※本人と関わりを持つ機関・人物等(役割)		

--	--

生活歴 ※受診歴等含む	医療の状況 ※受診科目、頻度、主治医、疾患名、職業状況等
-------------	------------------------------

--	--

本人の主訴(意向・希望)	家族の主訴(意向・希望)
--------------	--------------

3. 支援の状況

名称	提供機関・提供者	支援内容	頻度	備考
公的支援 (障害福祉サービス、介護保険等)				
その他の支援				

申請者の現状(基本情報)【現在の生活】(例)

利用者氏名		障害程度区分		相談支援事業者名	
				計画作成担当者	

	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								週単位以外のサービス
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

サービス等利用計画・障害児支援利用計画（例）

利用者氏名（児童氏名）		障害程度区分		相談支援事業者名	
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			

計画作成日		モニタリング期間（開始年月）		利用者同意署名欄	
-------	--	----------------	--	----------	--

利用者及びその家族の生活に対する意向（希望する生活）	
総合的な援助の方針	
長期目標	
短期目標	

優先順位	解決すべき課題（本人のニーズ）	支援目標	達成時期	福祉サービス等		課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
				種類・内容・量（頻度・時間）	提供事業者名（担当者名・電話）			
1								
2								
3								
4								
5								
6								

サービス等利用計画・障害児支援利用計画【週間計画表】(例)

利用者氏名(児童氏名)		障害程度区分		相談支援事業者名	
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			

計画開始年月	
--------	--

	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								週単位以外のサービス
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

サービス提供 によって実現 する生活の 全体像	
----------------------------------	--

モニタリング報告書(継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助)(例)										
利用者氏名(児童氏名)		障害程度区分		相談支援事業者名						
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		計画作成担当者						
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号								
計画作成日		モニタリング実施日		利用者同意署名欄						
総合的な援助の方針				全体の状況						
優先 順位	支援目標	達成 時期	サービス提供状況 (事業者からの聞き取り)	本人の感想・ 満足度	支援目標の達成度 (ニーズの充足度)	今後の課題・ 解決方法	計画変更の必要性			その他留意事項
							サービス 種類の変更	サービス 量の変更	週間計画の 変更	
1							有・無	有・無	有・無	
2							有・無	有・無	有・無	
3							有・無	有・無	有・無	
4							有・無	有・無	有・無	
5							有・無	有・無	有・無	
6							有・無	有・無	有・無	

継続サービス等利用計画・継続障害児支援利用計画【週間計画表】(例)

利用者氏名(児童氏名)		障害程度区分		相談支援事業者名	
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			

計画開始年月	
--------	--

	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								週単位以外のサービス
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

サービス提供 によって実現 する生活の全 体像	
----------------------------------	--